**７　令和７年度以降の私立学校振興助成法の規定による監査及び書類の提出等について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | |
|  | 令和７年７月１日付け学第263号 |
|  | 各私立学校設置者　あて |
|  | 岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長通知 |

令和７年度以降の私立学校振興助成法の規定による監査及び書類の提出等について

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）第14条第２項の規定により、助成対象学校法人が受ける監査の内容について、令和７年岩手県告示第411号により定め、令和７年度の計算書類及びその附属明細書に係る監査から適用することとしましたのでお知らせします。

また、助成法第14条第４項の規定により助成対象学校法人が提出する計算書類等に添付する書類に関し、私立学校振興助成法施行規則（令和６年文部科学省令第29号。以下「助成法施行規則」という。）第２条第４号の所轄庁が定める書類を令和７年岩手県告示第249号により定め、令和７年度に係る書類の提出から適用することとしたところです。

これらの定めを踏まえ、令和７年度以降の助成法の規定による監査及び計算書類等の提出に係る留意事項を下記のとおり定めましたので、各私立学校設置者におかれましては、下記の事項に十分御留意のうえ、事務に遺漏のないよう取り計らい願います。

記

１　助成法第14条第２項の規定による監査の対象法人について

　　助成法第14条第２項の規定により、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書について、令和７年岩手県告示第411号の定めるところにより公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない学校法人は、岩手県から経常的経費について補助金を受けている学校法人（助成法附則第２条第２項の学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び助成法附則第２条の２第１項の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。以下同じ。）（以下「助成対象学校法人」いう。）のうち、私立学校法（昭和24年法律第270号）第82条第３項に規定する会計監査人設置学校法人（以下「会計監査人設置学校法人」という。）及び同法第143条に規定する大臣所轄学校法人等（以下「会計監査人設置学校法人等」という。）でないものであること。

２　助成法第14条第２項の規定による監査の免除について

　(１)　監査の免除の要件

助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等を除く。）が、助成法第14条第２項ただし書の規定の「補助金の額が少額である場合」に該当するものとして、別に通知するところにより知事の許可を受けた場合には、当該助成対象学校法人は、助成法第14条第２項の規定による監査を受けることを要しないものであること。

この場合の「補助金の額が少額である場合」は、「１会計年度中に１学校法人が受ける補助金の額が1,000万円に満たない場合」とするものであること。

　(２)　監査の免除に係る手続

助成法第14条第２項ただし書の規定による知事の許可を受けようとする場合は、当該年度末日（３月31日）までに、許可申請書（別紙様式第１号）に補助金交付決定通知書（補助金交付決定の変更及び追加交付決定通知を含む。）の写しを添付して知事に提出すること。

知事は、提出された許可申請書を審査の上、当該学校法人に対して許可指令書（別紙様式第２号）を交付するものとする。

３　助成法第14条第２項の規定による監査の内容について

助成法第14条第２項の規定による監査の内容は、令和７年岩手県告示第411号で定めているが、具体的には、次のとおりであること。

　(１)　貸借対照表について

ア　全ての資産及び負債は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って計上されているかどうか。

(ア)　資産の評価は、妥当であるかどうか。

(イ)　負債は、全てを網羅して計上されているかどうか。

イ　基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。

ウ　基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

エ　貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条から第22条までの規定に従っているかどうか。

(２)　事業活動収支計算書について

　　ア　事業活動収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア)　当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。

(イ)　当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。

(ウ)　当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。

(エ)　次の点については、特に留意すること。

　ａ　減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。

　　　　ｂ　教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

　ｃ　基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。

　　　　ｄ　寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているかどうか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

　　　　ｅ　各収支差額は、正しく計上されているかどうか。

　　イ　事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第26条から第31条までの規定に従っているかどうか。

なお、事業活動収支内訳表については、助成法施行規則第２条により所轄庁に提出する書類であるが、監査事項から除外されていること。

(３)　資金収支計算書について

　ア　資金収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア)　当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。

(イ)　当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。

(ウ)　次の点については、特に留意すること。

ａ　収支の繰上げ又は繰下げを行っていないかどうか。

ｂ　資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

ｃ　資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首及び期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

ｄ　収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

ｅ　寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。特に入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

　イ　資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第35条から第38条までの規定に従っているかどうか。

　　　　なお、資金収支内訳表については、助成法施行規則第２条の規定により所轄庁に提出する書類であるが、監査事項からは除外されていること。

　(４)　注記事項について

　　ア　(１)から(３)までに掲げる計算書類の注記は、学校法人会計基準第40条の規定に従っているかどうか。

なお、セグメント情報については、下記①から④までのセグメントを全ての学校法人において共通に設定することとされているが、このうち設定すべきセグメントが④以外に一のみの学校法人は、その旨を注記した上で、表示を省略できること。

　　　①　大学（短期大学を含む。）、高等専門学校

　　　②　①を除く学校、専修学校、各種学校

　　　③　病院

　　　④　その他（学校法人部門、病院以外の付属施設、保育所等で、①から③までのいずれにも該当しない部門をいう。）

　　イ　注記として記載された内容は、計算書類及びその附属明細書に記載された内容と整合しているかどうか。

　(５)　附属明細書のうち固定資産明細書について

　　ア　固定資産明細書に記載された固定資産は、学校法人会計基準の定めるところに従って正しく表示されているかどうか。

　　イ　固定資産明細書に表示された内容は、貸借対照表に表示された内容と整合しているかどうか。

　　ウ　記載方法及び様式は、学校法人会計基準第41条及び第42条の規定に従っているかどうか。

　(６)　附属明細書のうち借入金明細書について

　　ア　借入金明細書に記載された借入金は、学校法人会計基準の定めるところに従って正しく計上されているかどうか。例えば、長期借入金のうち、返済期限を踏まえて短期借入金に振り替えるべきものが適切に振り替えられているかどうか。

　　イ　借入金明細書に表示された内容は、貸借対照表に表示された内容と整合しているかどうか。

　　ウ　記載方法及び様式は、学校法人会計基準第41条及び第42条の規定に従っているかどうか。

　(７)　附属明細書のうち基本金明細書について

　　ア　基本金明細書に記載された基本金は、学校法人会計基準の定めるところに従って正しく計上されているかどうか。

　　イ　基本金明細書に表示された内容は、貸借対照表に表示された基本金に係る内容と整合しているかどうか。

　　ウ　記載方法及び様式は、学校法人会計基準第41条及び第42条の規定に従っているかどうか。

(８)　収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書について

ア　会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

イ　貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

４　人件費支出内訳表に係る監査について

　　助成対象学校法人は、７に記載のとおり、毎会計年度終了後３月以内に当該終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書を知事に提出しなければならないが、その際の添付書類として、内訳表（助成法施行規則第２条に定める事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表をいう。以下同じ。）のほか、令和７年岩手県告示第249号により、人件費支出内訳表に関する公認会計士又は監査法人の監査報告を添付して提出することとしている。

　　人件費支出内訳表に係る監査については、次に留意すること。

　(１)　監査の具体的内容について

　　ア　記載方法及び様式は、助成法施行規則第５条の規定に従っているかどうか。

　　イ　記載科目及び記載された金額は、資金収支計算書に記載された科目及び金額と整合しているかどうか。

　(２)　監査の順序について

　　　公認会計士又は監査法人の監査は、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に定める承認の後に行うこととすること。承認の例としては、内部規程に基づく理事長、財務担当理事等の適切な権限者の決裁、適切な会議体の決議による承認等が考えられること。

　(３)　効果的・効率的な監査について

　　　内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、(１)の監査と３の監査（会計監査人設置学校法人にあっては、(１)の監査と私立学校法第104条第２項の規定による会計監査人の監査）を一体的に受けることができること。

５　監査報告について

　　助成法第14条第３項及び助成法施行規則第２条第４号の監査報告は、監査内容に対する監査結果の記載漏れのないようにするとともに、特に改善を要する事項、判然としない事項、指導された事項等について具体的に別記すること。

６　公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、公認会計士等が貴学校法人と公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、著しい利害関係の有無については、公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第７条又は第15条及び公認会計士協会の倫理規則等を参考とすること。

７　計算書類等の提出について

助成法第14条第４項の規定による計算書類等の知事への提出については、次のとおりとすること。

　(１)　提出書類

　　ア　助成対象学校法人は、終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、助成法第14条第３項の監査報告（会計監査人設置学校法人にあっては、私立学校法第86条第２項の会計監査報告）を添付して知事に提出すること。

　　　　なお、助成法第14条第２項ただし書の規定により知事の許可を受けた助成対象学校法人にあっては、助成法第14条第３項の監査報告の添付は要しないこと。

　　イ　助成対象学校法人は、助成法施行規則第２条の規定に基づき、アの提出に当たっては、内訳表及び人件費支出内訳表に係る監査報告を添付しなければならないこと。

　　　　なお、助成対象学校法人が、単数の学校（２以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置するものである場合には、助成法施行規則第３条第１項、第４条第１項及び第５条第１項の適用については、内訳表について、それぞれ助成法施行規則第３条第１項第１号と同項第２号以下の各号の区分を省略できるものとすること。また、当該省略をした場合における事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書と同内容となるため、これらの収支計算書をもって両内訳表に代えることができること。

　(２)　届出期日

　助成対象学校法人は、毎会計年度終了後３月以内に(１)に定める提出書類を知事に提出すること。

なお、収支予算書を提出した後に、同予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに提出すること（別紙様式第３号）。

　(３)　届出方法等

ア　計算書類等の提出の際には、必ず、学校法人理事長名（学校法人以外の設置者にあっては、代表者又は個人名）を記入した知事あての送付状を添付すること（別紙様式第４号）。

　　　　なお、送付状には、計算書類作成の直接責任者（事務長等）の氏名及び連絡先を付記すること。

イ　計算書類は、学校法人会計基準第１号様式から第４号様式まで、注記事項（学校法人会計基準第40条に規定する事項をいう。）、第５号様式から第７号様式までの順序とすること。

なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を第７号様式の後に追加すること。

　　　　助成対象学校法人が会計監査人設置学校法人であって、私立学校法第86条第２項の会計監査報告と私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第43条第２項において準用する私立学校法第104条第２項の規定による財産目録の監査に係る会計監査報告（以下「財産目録の会計監査報告」という。）が一体となって作成される場合には、第８号様式を第７号様式（収益事業がある場合には、収益事業の損益計算書）の後に追加すること。

　　ウ　内訳表は、助成法施行規則第１号様式から第３号様式の順序とすること。

　　エ　助成法第14条第４項の規定により知事に提出する監査報告又は会計監査報告の原本が紙媒体である場合には、当該監査報告又は会計監査報告（いずれも署名のあるものを必要とすること。）を計算書類及びその附属明細書（収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を含む。会計監査人設置学校法人にあっては、会計監査報告と財産目録の会計監査報告が一体となって作成されている場合には、財産目録を含む。以下同じ。）の前にとじ込むこと。

　　　　また、人件費支出内訳表の監査報告の原本が紙媒体である場合には、人件費支出内訳表の監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を内訳表の前にとじ込むこと。

　　　　なお、監査報告又は会計監査報告と人件費支出内訳表の監査報告が一体のものとして作成されている場合には、上記にかかわらず、当該一体となった監査報告を計算書類及びその附属明細書並びに内訳表の前にとじむこと。

　　　　知事への提出に当たっては、原本を紙媒体で提出すること。この場合の用紙は、原則、日本産業規格Ａ４判に統一すること。

　　オ　助成法第14条第４項の規定により知事に提出する監査報告又は会計監査報告の原本が電子形式である場合には、当該監査報告又は会計監査報告（いずれも電子署名のあるものを必要とすること。）のほか、計算書類及びその附属明細書を１の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で提出すること。

　　　　また、人件費支出内訳表の監査報告が電子形式である場合は、当該人件費支出内訳表の監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）及び内訳表を１の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で提出すること。

　　　　なお、監査報告又は会計監査報告と人件費支出内訳表の監査報告が一体のものとして作成されている場合には、上記にかかわらず、当該一体となった監査報告を計算書類及びその附属明細書並びに内訳表の前に添付し、それらを１の電子形式ファイルとして原本を電磁的方法で提出すること。

カ　収支予算書を紙媒体で提出する場合には、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別に綴って提出すること。電子形式ファイルで提出する場合には、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別のファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

８　「平成28年度以後の監査事項の指定について」等の廃止について

　　「平成28年度以後の監査事項の指定について（平成28年３月28日付け法学第1232号岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長通知）」及び「「平成28年度以後の監査事項の指定について」の一部改正について（令和４年１月６日付け学第912号岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長通知）」は、令和６年度の監査報告書を限りとして廃止すること。

（別紙様式第１号）

年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

私立学校振興助成法第14条第４項に規定する監査報告の添付免除に係る許可申請書

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第４項に規定する監査報告の添付免除に関し、同条第２項ただし書に規定する補助金の額が少額である場合に該当し、同項の規定による監査を要しないことの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（Ａ４）

（別紙様式第２号）

岩手県指令　　第　　　号

　　　年　　月　　日付け　第　号による許可申請については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第２項ただし書に規定する場合に該当すると認められるため、同項ただし書の規定により、これを許可します。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岩手県知事

（Ａ４）

（別紙様式第３号）

年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　私立学校振興助成法第14条第４項の規定に基づく収支予算書（補正予算書）の

提出について

　さきに提出した収支予算書を変更したので、提出します。

記

変更後の収支予算書

　１　　　　　年度　事業活動収支予算書

　２　　　　　年度　資金収支予算書

　３　その他

（Ａ４）

（別紙様式第４号）

年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　私立学校振興助成法第14条第４項の規定による計算書類等の提出について

　学校法人会計基準に従った本法人の計算書類及び収支予算書を私立学校振興助成法第14条第４項の規定により、下記のとおり提出します。

記

１　　　　　年度　監査報告（会計監査人設置学校法人の場合は会計監査報告）

２　　　　　年度　貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書

３　　　　　年度　固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書

４　　　　　年度　貸借対照表、損益計算書（収益事業がある場合のみ）

５　　　　　年度　財産目録（会計監査人設置学校法人のみ）

６　　　　　年度　人件費支出内訳表に係る監査報告

７　　　　　年度　事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表

８　　　　　年度　資金収支予算書、事業活動収支予算書

（Ａ４）